

介護職員初任者研修に関する覚書

本協定書は、藤女子大学人間生活学部の在籍する学生等に対して、社会福祉法人ほくろ福祉協会【札幌シニア福祉機構】が主催する『介護職員初任者研修』を受講するあたり、その運営及び分担並びに留意事項等を取決め、学生の資格取得を促進するために両者が事業提携を行うための協定とする。

1. 研修名称及び主催者

『介護職員初任者研修』（旧：ホームヘルパー2級養成講座）
社会福祉法人ほくろ福祉協会【札幌シニア福祉機構】
事業者指定：石保社第4047号（平成25年3月21日）

2. 受講対象者

- ① 藤女子大学人間生活学部の在籍学生
- ② 大学近隣等の地域住民
- ③ 石狩季節労働者通年雇用促進協議会の委託生

3. 受講会場と定員

藤女子大学花川キャンパス内教室 442教室、453教室 定員30名

4. 開催期間（予定）と受講時間

- ① 令和4年2月8日（火）～3月10日（木）の計15日間
 - ② 9時30分～17時40分（受講時間：90時間）
- ただし、大学行事等がある場合は日程を調整する。

5. 受講料（テキスト代含む）

- ① 学生 ￥40,000
- ② 一般 ￥45,000

6. 学 則

修業年限・カリキュラム・主要テキスト・修了認定及び修了証明書・補講の取扱い・退学規定等は、別紙1「学則」のとおり運用する。

7. 主催者と大学との役割分担

研修開催にあたり、原則、主催者が責任をもって運営を行なうが、一部大学側の協力を得るため、別紙2「介護職員初任者研修の運営に関する役割分担」のとおり行うこととする。

8. 事故対応

受講時間中及び教材等の搬入に際し、大学構内の建物及び備品等の破損・紛失については、主催者が原則、保障するものとする。また、受講者が万が一、怪我などを発症した場合は、基本的に自己責任となるが、主催者側の注意喚起等が不徹底と認められる場合は、保障対象とする。

ただし、通学時の災害等は、受講者本人の自己責任とする。

9. 個人情報の取扱い

受講に関するものは、学則に準じて取扱うものとする。尚、受講生の個人情報については、本研修運営に使用する以外は、本人の同意なく開示しない。

10. 協定の有効期間

本覚書の有効期間は、令和4年2月1日から令和4年3月31日までとする。

11. 備 考

- ① 地域住民の受講にあたっては、主催者側から会場である大学構内の使用ルールを遵守するよう指導する。
- ② 大学専任教員が研修講師資格に適用する場合、講師依頼を御願いすることができる。
- ③ その他、必要事項については、大学と主催者で協議の上、決定する。

令和4年1月15日

藤女子大学 人間生活学部
学 部 長 若狭 重克

社会福祉法人ほくろ福祉協会
理 事 長 松本 剛一